

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、7年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年6月は24万円、同年7月は28万円、8年1月から同年4月までは26万円、同年5月は32万円、同年6月から同年12月まで、並びに10年1月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月21日から7年8月21日まで  
② 平成7年12月1日から14年6月21日まで

日本年金機構から届いた厚生年金保険加入記録のお知らせに記録されている、申立期間に係るA社における標準報酬月額が、私の所持している給料計算書及び平成8年分並びに10年分の給与所得の源泉徴収票で控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額より低いので、調査をして正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間①のうち、平成6年9月から同年11月まで、7年2月から同年4月まで、同年6月及び同年7月、並びに申立期間②のうち8年5月の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給料計算書において確認できる保険料控除額から、6年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月は28万円、7年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年6月は24万円、同年7月は28万円、並びに8年5月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人は「定期的な昇給は無かった。」と供述しており、申立人が所持する平成8年5月分給料計算書において基本給額は昇給していないことが確認できる上、基本給に固定的な手当を加えた額（平成8年4月までは25万5,400円、同年5月以降は25万8,400円）に相当する報酬額が支給されていたものと考えられる。さらに、当該給料計算書及び同僚が所持する給料計算書の記載から、月々の報酬額に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人が所持する平成8年及び10年の給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料控除額は、いずれも上述の報酬額及び社会保険料控除額の年間合計額を上回っていることから、平成8年1月から同年4月まで、同年6月から同年12月まで及び10年1月から同年12月までは、少なくとも標準報酬月額26万円に相当する報酬額が支払われ、当該報酬額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、申立期間②のうち平成8年1月から同年4月まで及び同年6月から同年12月まで、並びに10年1月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給料計算書等の資料において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンラインに記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料計算書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成6年6月及び同年8月について、給料計算書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に

見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

また、申立期間②について、申立人のA社に係る雇用保険の給付記録を検証すると、離職時の賃金日額が8,466円と記載されていることから、少なくとも退職前の6か月はオンラインに記録されている退職時の標準報酬月額(22万円)を超える報酬月額が支給されていたものと推認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成6年4月及び同年5月、同年7月、同年12月、7年1月、同年5月、並びに申立期間②のうち7年12月、9年1月から同年12月まで及び11年1月から14年5月までの期間について、A社の事業主は、「賃金台帳等の関連資料を保管していない。」と回答している上、当時の複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得られず、申立人は、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等を所持していないことから、申立人の申立期間のうち当該期間に係る報酬額及び保険料控除額等を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和61年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、61年2月から62年7月までは20万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から63年1月までは41万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は41万円、同年10月から同年12月までは38万円、平成元年1月は34万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円、2年1月及び同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月から3年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から平成3年4月1日まで  
昭和60年11月8日に、A株式会社に入社し、試用期間を経て、61年2月1日に本採用となり厚生年金保険に加入したが、オンライン記録では平成3年4月1日に資格取得となっており、申立期間について未加入となっているのは納得いかないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人の人事記録、及び雇用保険の記録により、申立人は昭和60年11月8日に同社に入社し、試用期間を経て、61年2月

1日に本採用となり、申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社が保管する申立人の給与計算書、及び申立人が保管する給与所得の源泉徴収票において、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与計算書に記載されている保険料控除額又は報酬額により、昭和61年2月から62年7月までは20万円、同年8月は38万円、同年9月は36万円、同年10月から63年1月までは41万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月は41万円、同年10月から同年12月までは38万円、平成元年1月は34万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円、同年11月及び同年12月は38万円、2年1月及び同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は38万円、同年7月から3年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人の「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書届」における資格取得日が平成3年4月1日となっており、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について、オンライン記録どおりの届出を行ったことを認めていることから、事業主は同日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和61年2月から平成3年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から61年9月まで

国民年金の加入手続は夫の父親が行い、国民年金保険料は夫と同様にA銀行B支店からの口座振替で納付しているはずであり、申立期間の保険料について、夫は納付済みであるのに私だけ未納ということはありませんので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続はその夫の父親が行い、申立期間の国民年金保険料は夫と同様にA銀行B支店からの口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和63年11月に払い出されたものと推認されることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、このことはC市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が昭和63年度から登載され、申立期間当時は、同市において国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料が納付済みであることから、上記の国民年金加入時点で納付可能な過年度期間について遡及納付したものと推認できるものの、申立期間は既に時効であったことから保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が口座振替により納付していたとするA銀行B支店の申立人名義の口座の取引明細のうち、明細表として保管されている昭和56年1月から61年3月までの期間について、3か月ごとに1人分の国民年金保険料の口座振替が行われていることが確認できるものの、申立人の夫に係るC市の国民年金収滞納リストにおいて、夫は55年10月から口座振替により保険料を納付していること、及び昭和57年度以降については、当該口座からの振替による保険料納付が確認できることから、当該振替記録は申立人の夫の保険料と考えられ、申立人については、平成元年5月から申立人名義のD銀行E支店口座からの振替により保険料納付を開始していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年4月までの期間、同年12月及び6年4月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から5年4月まで  
② 平成5年12月  
③ 平成6年4月から16年3月まで

国民年金と国民健康保険は両方必ず加入するものと思っていたので、勤務先を退職後の平成元年4月頃に、両方の加入手続きを行い、その後、時期は不明であるが、督促されて後から国民年金の保険料を年払いした記憶が有る。また、申立期間①のうち、婚姻していた期間については、元夫が納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、時期は不明であるが、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、督促されて後から国民年金の保険料を年払いした記憶が有り、また、申立期間①のうち、婚姻していた期間については、元夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成元年4月に払い出されたものと推認されることから、この頃、申立人は国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であったものの、A市が保険料の納付状況等を記録している電算記録では、申立期間①、②及び③は、いずれも未納であり、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人は平成8年2月22日に、この時点で遡及納付が可能であった申立期間②直後の6年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できるが、この納付時点では、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①、②及び③に係る現年度及び過年度の納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、延べ170か月に及ぶ申立期間の納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2487 (事案 597、2222 の再々申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から52年3月まで

私は、父母及び姉と同居し、申立期間について、私以外は国民年金保険料納付の事実が有り、姉については20歳から父親が納付していたので、家業に従事していた私についても姉と同様に父親が納付していたはずである。なお、納付方法は、集金ではなく区役所窓口で納付したと思う。前回の決定には納得できないので、再申立てをする。

## 第3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては平成20年9月25日付け、前回の再申立てについては23年3月24日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知を行っている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

私は、A県の高校を卒業後、B県C市に在るD店で勤務していたが、20歳になった昭和44年\*月頃、勤務先の店主の奥様より「20歳になったら年金に加入するのは義務だから入っておく。」と聞かされ、申立期間の国民年金保険料を納付してもらっていた。ところが、年金記録の上では申立期間について未納となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年\*月頃に、当時勤務していたC市に在るD店の店主の妻に国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の国民年金保険料を納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立人の主張どおりに国民年金保険料を納付するには、C市において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「E（漢字）」、「F（漢字）」、「G（漢字）」、「H（漢字）」、「I（カナ）」及び「J（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、このことは、C市で加入手続を行った場合に作成・保管されることとなる申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿が見当たらないこととも整合している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市から転居後のK市L区において昭和48年10月に払い出されていることが同払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この手続時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金

保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

さらに、D店の店主の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、平成4年\*月\*日付けでA株式会社に入社し、厚生年金保険に加入することになったが、その前月の同年\*月に20歳になり、その時点で両親と相談の上、たとえ1か月という短期間であっても納付義務がある国民年金に加入しようと考え、その手続を両親に依頼し、国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年\*月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成6年5月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日は、6年5月18日と記載されており、このことはB市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が平成6年度から登載されていることとも整合していることから、上記の加入時点では、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、平成8年12月に追加処理されたものであることがオンライン記録により確認でき、この処理時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったもの

と考えられる。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

中学卒業後、個人企業に就職し、20歳となった昭和47年\*月頃、母親にA県B市役所C連絡所で国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の国民年金保険料は、毎月、母親に渡していた給料の中から同連絡所で納付してもらっていた。母親は病気のため会話ができないので当時のことは分からない。なお、最初に交付を受けた国民年金手帳は61年か62年頃紛失しているのが分かったため、年金手帳の再交付を受けた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年\*月頃、その母親にB市役所C連絡所で国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の国民年金保険料は毎月母親に渡していた給料の中から納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年8月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、被保険者資格取得日は同年\*月\*日とされていることから、上記の加入時点では、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立期間は、現在、国民年金被保険者の資格取得日を昭和47年\*月\*日として強制被保険者期間とされているものの、当該期間は、上記の

加入時点では49年\*月\*日とされていた資格取得日を、60年12月9日に47年\*月\*日と訂正されたことにより強制被保険者期間とされたものであることがオンライン記録により確認でき、この訂正処理時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年7月までの期間、4年4月から5年3月までの期間及び6年4月から7年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年7月まで  
② 平成4年4月から5年3月まで  
③ 平成6年4月から7年9月まで

昭和63年に亡き夫の遺産相続を行い、それまで未納であった国民年金保険料を一括で納付し、その後の申立期間①、②及び③については、毎月、納付書に現金を添えて銀行で納付していた。申立期間がいずれも未納となっているので、調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年に亡き夫の遺産相続を行い、それまで未納であった国民年金保険料を一括で納付し、その後の申立期間①、②及び③については、毎月、銀行で納付していたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は、申立期間①直前の昭和63年度分の保険料(9万2,400円)を平成元年4月4日にまとめて現年度納付していることが確認できるとともに、オンライン記録において納付済みとなっている昭和61年度及び62年度について、申立人は同リストに登載されていないことから、当該期間の保険料(17万4,000円)は遺産相続後に過年度納付したものと推認できるものの、同リストにおいて、申立期間①、②及び③はいずれも未納とされ、現年度納付が行われた形跡は見当たらず、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立期間①、②及び③の現年度の納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、延べ5年度にわたる46枚全てについて、国民年金保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、B県内全てを対象に「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 63 年 2 月 24 日まで

A株式会社勤務していた昭和 54 年 6 月 1 日から 63 年 2 月 24 日までの申立期間における標準報酬月額が、実際に支給された給与に基づく標準報酬月額より低く届け出られているので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているところ、申立人が所持している昭和 60 年分及び 61 年分の源泉徴収票に記載されている給料の支払金額を 12 等分して報酬月額を算出したところ、ほぼ申立人が主張する報酬月額が支払われていたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していない旨を回答していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額は、給料の支払金額に見合う標準報酬月額から算出される健康保険料及び厚生年金保険料の合計額（以下「社会保険料控除額」という。）を大幅に下回っている。また、申立人に係るオンライン記録上の当時の標準報酬月額（22 万円及び 24 万円）から算出される年間の社会保険料控除額よりも低額であることから、申立人が主張している標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、申立人は、上記の期間以外の給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が氏名を挙げている同僚を含む複数の元従業員に照会したところ、回

答があった2名のうち1名は標準報酬月額記録の相違について不明と回答し、残りの1名からは、給与の支給額と比べ標準報酬月額が低い旨の回答があったものの、当該元同僚も給与明細書を保管していないことから、同人の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人に係る標準報酬月額等の記載内容はオンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
③ 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 2 月 28 日まで A 株式会社、48 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで B 株式会社、49 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日まで C 株式会社に勤務していたが、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者記録が無いので、この申立ての 3 つの事業所について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係る申立期間①について、申立期間当時に勤務していた同僚のうち一人が、「名前は忘れたが、姓は D さんと覚えている。」と回答していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は「申立人の入社記録は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 株式会社は、申立人について「入社記録は無いが、乗務員台帳索引簿に昭和 44 年 1 月 27 日入社、同年 2 月 7 日退社の記録がある。」と回答している。これについて、同社総務担当者は「社員として手続をしたが、社会保険に加入する前に辞めてしまったと思われる。」と供述しており、同

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該期間に申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の記号番号は連続しており、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

B株式会社に係る申立期間②について、複数の元同僚から申立人の氏名を記憶しているとの回答があったことから、申立人が、期間の特定はできないものの、B株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社は、「退職者、社会保険得喪届を調べたが、昭和50年以前の者は確認できない。」と回答し、同社代表取締役も「申立人の氏名に記憶がない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

また、B株式会社の元事務担当者は、「B株式会社において、当時は社会保険に入らない、歩合いの運転手が半数ぐらいいた。」と供述しており、同社は、当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していたと供述している。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の記号番号は連続しており、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

C株式会社に係る申立期間③について、同社は、「資料が古すぎるため無い。申立てに係る人事記録、賃金台帳、保険料控除、社会保険事務所（当時）への届出資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

また、申立期間当時勤務していた同僚16人に照会を行い、回答があった5人は、「申立人の氏名に記憶はない。」と回答していることから、申立人の勤務実態について明らかにすることができない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の記号番号は連続しており、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間①に係るA株式会社、申立期間②に係るB株式会社、申立期間③に係るC株式会社のいずれにおいても雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、各申立期間における、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。